「(仮称) 北海道芦別太陽光発電事業計画段階環境配慮書」 に対する環境大臣意見

本事業は、ブルーリーフ・エナジー・ジャパン株式会社が、北海道芦別市において、最大で出力50,000kWの太陽電池発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和6年5月に閣議決定された第6次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業は、炭鉱及び炭鉱関連施設として利用されていた土地を中心に事業実施想定区域 (以下「想定区域」という。)を設定しており、本事業の実施にあたっては、炭鉱及び炭鉱 関連施設の跡地に成立した二次林や植林地を中心とした一部の樹木の伐採や、想定区域の一 部の土地の造成が想定される。

また、想定区域には、住居が2戸存在し、想定区域周辺においても複数の住居が存在していることから、太陽電池発電設備からの騒音及び反射光に係る生活環境への影響が懸念される。

さらに、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されていることから、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、可能な限りリサイクルするなど適正な処理を行うことが必要である。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1)対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに太陽電池発電設備及び附帯設備(以下「太陽電池発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 事業の特性等を踏まえた環境影響評価の項目の選定

本事業は開発済みの土地に太陽電池発電設備等を設置することから、「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(令和3年6月環境省・経済産業省)の考え方を参考にしつつ、事業特性及び地域特性に応じて環境影響評価の項目を選定すること。

(3)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置

を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、太陽電池発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び太陽光パネルの削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法 書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明 を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域には、住居が2戸存在し、想定区域周辺においても複数の住居が存在していることから、稼働時における騒音に係る生活環境への重大な影響が懸念される。このため、太陽電池発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、太陽電池発電設備について住居から離隔を確保すること等により、騒音に係る生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 反射光に係る影響

想定区域には、住居が2戸存在し、想定区域周辺においても複数の住居が存在している ほか、想定区域は南北に細長く、道路に沿うように位置している。これらのことから、太 陽電池発電設備からの反射光に係る生活環境への重大な影響が懸念される。このため、太 陽電池発電設備の配置等の検討に当たっては、住居及び道路への影響について適切に調査、 予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、太陽電池発電設備の周囲に樹木を残 置、植樹すること等により、反射光に係る生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 廃棄物について

本事業では、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45年法律第 137号)等の関係法令、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第三版)」(令和6年8月環境省)等を確認し、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努めること。また、やむを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするとともに、廃棄する時点における太陽電池発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行う計画とすること。さらに、想定区域に存在する炭鉱関連施設の撤去等を行う場合には、必要に応じて有害物質の含有の有無について適切に調査、予測及び評価を実施し、当該調査により有害物質の含有が確認された場合には、関係法令等を遵守し、適正な処理を行う計画とすること。